

第5章 特定健康診査等実施計画の評価・見直し

第1 特定健康診査等実施計画の評価方法

評価項目は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者・予備群の減少率等の特定健康診査等に係る目標値に関する達成状況及び生活習慣病関連医療費の推移等について行いますが、これら成果が数値データとして現れるのが数年後になることが予測されるため、短期的な評価として当該年度の実施状況を中心に行います。なお、保険運営の健全化の観点から、本町運営協議会において、毎年実施状況の報告を行います。

第2 特定健康診査等実施計画の見直しに関する考え方

(1) 中間評価への対応

特定健康診査等のデータが蓄積される平成22年度を目途に、実施率等目標値の達成状況及びその経年変化の推移等を踏まえ、見直しを行います。

(2) 事業実施体制の充実

① 庁内実施体制の充実

19年度に立ち上げた保健指導等推進プロジェクトを中心に、健康課健康スタッフや介護スタッフとの連携を強化し、事業の管理・運営及び事業評価の体制の確保を図るとともに、事務事業の連携及び実施体制の充実に努めます。

また、生活習慣病対策に広く取り組んでいくため、保健事業や健康相談のポピュレーションアプローチを担う健康スタッフとの連携をより一層図ります。

② 受診率の向上

受診者の利便性と継続した受診機会の確保のため、生活習慣及び被保険者のニーズの把握に努めるとともに、受診しやすい環境づくり、受診勧奨等を行い、受診率の向上を図ります。

③ 特定保健指導実施者の資質向上

健診・保健指導プログラムの各種研修会等に積極的に参加するとともに、事例検討等の事業評価、効果ある保健指導の方法、指導教材の取入れ等を行い、専門職としての資質向上を図り、保健事業の充実・強化に努めます。

④ 地域資源の活用

効率的な事業展開を図るため、生涯学習課で管理する各種施設等地域資源の活用を図ります。

(3) 計画推進に向けて

① 他計画との協調

「小山町保健計画きさら 21」など他計画との整合性を図りながら、計画の推進を図ります。

② 町民協働の取組み

被保険者の疾病予防、健康の保持・増進に取り組んでいくため、地域の医療関係機関・各種団体等との連携を図り、町民協働による取組みを推進します。